平成２２年（フ）第８２９号
埼玉県戸田市笹目７丁目20番地の23
債務者　遠藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４４号
埼玉県加須市北下新井697番地７
債務者　武藤　紀子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　享子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９３１号
札幌市北区屯田５条７丁目４番16号
債務者　黒瀧　　聡
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨岡　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７８号
横浜市旭区万騎が原97番地
債務者　大澤　　収
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴野　眞也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６号
熊本県玉名郡長洲町大字清源寺1549番地
債務者　田頭美奈子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　彰宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１９２４号
札幌市豊平区西岡４条２丁目８番28号
債務者　伊藤　憲彦
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田代　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２８号
札幌市白石区南郷通６丁目南２番２―506号
債務者　渡邊　　要
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９０１号
北海道江別市いずみ野20番地の３
債務者　木村　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　裕次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄422番地４
債務者　藤田　政信
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６３号
秋田県横手市雄物川町会塚字西谷地179番地
債務者　菊池　一恵
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第１７号
群馬県利根郡みなかみ町湯桧曽147番地１、住民票上の住所宮城県仙台市太白区砂押町１番28号
債務者　渡邊眞里子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第６６４号
さいたま市北区宮原町１丁目80番地３
債務者　磯部　弘一
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
千葉県銚子市柴崎町２丁目432番地の６
債務者　多邊田由美子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４７６号
愛知県春日井市高蔵寺町北２丁目1988番地３第２平野荘101号
債務者　渡邊　京子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４２号
愛知県東海市富貴ノ台４丁目112番地　富貴ノ台ヒルズ103号
債務者　篠原　和恵
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５８８号
名古屋市北区安井４丁目14番68号　宝マンション城北1110号
債務者　長谷川孝児
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部